

I 健康診査

1、健康診査についての役割分担

契約・・・健診機関との契約は広域連合が県医師会と契約する。

健診単価 個別健診 6,050 円

集団健診 5,000 円

実施・・・健康診査の実施は市町村で行う。

集団健診の日程については、各市町村が健診機関と調整を行う。

※ 後期高齢者医療広域連合の事業範囲は県内全域であるが、現在の広域連合の人的資産でそのすべてをカバーすることは難しい。とりわけ、集団健診のように、各地域に出向いての業務は極めて困難です。仮に広域連合で行うとすれば、多くの職員が必要となり、その経費も莫大なものになります。

2、75 歳到達者について

75 歳到達後は後期高齢者医療の健康診査対象となるが、それ以前は対象外。

※ 厚生労働省保健局高齢者医療制度準備室／老人医療準備室からの回答

「被保険者の資格のない者に健診を実施することはできないので、75 歳の誕生日以降（被保険者となってから）健診を実施していただきたい。」

※ 特定健康診査・特定保健指導に関する Q&A 集 7 その他 ⑥後期高齢者の保健事業

後期高齢者医療制度においては 75 歳に到達したときから被保険者となることから、当然に健康診査等の保健事業実施時期は加入後となる。

なお、後期高齢者医療制度に移行する前に所属する医療保険者が、年齢により特定健康診査の対象外となるものを対象に、加入者の健康維持増進を目的とした保険者独自の保健事業として、健康診査を実施することは問題ないと考えている。

3、受診券の発行について

3 月に発行する受診券は 1 月 25 日締切のデータと老健データを使い、基準日を 4 月 1 日とし、広域連合が国保連合会へ印刷依頼する。国保連合会では長期入院者を除外して受診券を印刷、その後各市町村へ送付する。

5 月に発行する受診券は 3 月末締切のデータを利用し作成、各市町村へ送付する。

各市町村は除外者（死亡・転出等）を抜き取り後、被保険者へ送付。

（負担区分については年度を通し、4 月 1 日現在の負担区分とする。）

再発行については各市町村窓口にて、特定健診システムからの発行となります。（別紙 2）

4、9 月 30 日までに 75 歳に到達したものについては、後期高齢者健診の受診を認めます。

対象者が健診を希望する場合、市町村窓口で個別に受診券を発行することとなります。

5、10月1日以降の年齢到達者については、10月以前に加入している保険での受診が可能であり、沖縄県後期高齢者医療広域連合としては受診を認めません。

6、被保険者証及び受診券を持たずに健診会場へ来た場合の対応について、基本的には認めない。

- 被保険者証・受診券どちらも持参してない方は受診できません。
- 受診券を持参し、被保険者証を持ってない方に関して、市町村で資格確認ができれば、受診可能とします
- 被保険者証を持参し、受診券を持ってない方に関して、再発行の上受診可能とするが、後日当初発行の受診券を市町村へ届けるよう周知して下さい。(近隣の場合は健診後自宅に取りに帰って頂く等)
 - ・ 集団健診終了までは市町村で受診券を預かる等の対応も考えられる。(集団健診会場で本人へ手渡し)
- 受診券を紛失した場合は、各市町村窓口にて再発行をお願いします。
- 集団健診のみの市町村に関しては、特例として被保険者証のみで受診可能とします。(4月～6月の集団健診実施市町村)

Ⅱ 健康相談

1、健康相談の実施

後期高齢者に対しての健康相談につきましては、健康増進法に基づいて各市町村での実施をお願いします。

理由

後期高齢者医療広域連合の業務範囲は県内全域であるが、現在の広域連合の人的資産でそのすべてをカバーすることは難しい。とりわけ、保健指導や重複頻回受診に対しての指導のように、個別の対人業務は極めて困難です。

後期高齢者と介護保険の被保険者とは重なっており、市町村は介護保険の地域包括センター等を活用し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことができる。

- 健康診査の結果は、健診機関から本人へ送付されますので、相談希望者へは、健診結果表を持参して頂くよう指示し、相談を実施して下さい。
- 健診結果表を持ってない場合は、窓口で本人から申請書を提出して頂き、広域連合へ電話連絡をしてください。国保ネットを利用して健診結果を送付します（CSVかEXCELファイル）ので、受領後に相談を実施して下さい。

2、後期高齢者医療広域連合の役割

各市町村が後期高齢者に対し健康相談を行う際は国保ネットを利用し、健康診査の結果やレセプト情報を情報提供をします。